

第 96 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地	熊本市東区 石原二丁目 383番外 2筆	10,728.00 平方メートル	一般財団 法人火の 国ハイツ	火の国ハ イツ用地	平成31年 4月1日か ら平成36 年3月31 日まで	火の国ハイツ 建物及び工作 物接地部分以 外の土地を無 償とする。

(提案理由)

一般財団法人火の国ハイツに財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。